

（仮称）町田市手話言語条例の条例案について

1 前文

制定の背景、理念、決意等を述べる文章を置く部分。

<他自治体の傾向>

① 手話の言語性と文化的価値の定義

「手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する独自の文法を持つ一つの言語である。」といった定義づけ、「手話は、言語活動の文化的所産である。」など。

② 条例制定の背景や趣旨、法的位置づけの確認

「手話は過去に使用が制約されていた」といった過去の経緯、「障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話言語が音声言語と対等な言語として位置付けられている」、「障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」、「手話は言語であることの認識の下に」といった法的位置づけなど。

※①・②は、前文ではなく目的や基本理念に盛り込んでいるところもあり。

📄 アンケート結果から見えるポイント・キーワード

- ✧ 聴覚障がいがあっても暮らしやすい地域社会
- ✧ 聴覚障がいについて理解のある地域社会
- ✧ 手話が言語であることが理解される地域社会
- ✧ 手話で会話しやすい地域社会
- ✧ 手話を学びやすい地域社会

2 目的

単にその目的だけを規定するのではなく、目的達成に必要な手段を掲げ、その後に目的を規定するというものが多い。

(例) …することにより、…を図り、もって…することを目的とする。

- ◆ 町田市の方角性(2025年10月町田市障がい者施策推進協議会への諮問時)
「聴覚障がいのある方とない方の日常生活における意思疎通の場面をはじめとしたバリアを解消し、聴覚障がいのある方とない方の相互理解のもと、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指す。」

<他自治体の例>

- この条例は、手話は言語であるという認識の下に、区民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する区民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
(板橋区)
- この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、東京都の責務並びに都民及び事業者の役割を明らかにするとともに、都の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。(東京都)

アンケート結果から見えるポイント・キーワード

- ☆ 手話で意思疎通ができる「暮らしやすい町田」の実現
当事者が条例に期待することとして「聴覚障がいがあっても暮らしやすい地域社会になること(30.8%)」が上位。(当事者アンケート、P22-問19)
- ☆ 暮らしやすさの向上、手話が通じる安心感、共生社会

3 基本理念

ここで掲げる基本理念にのっとり、後述の責務・役割を示す。

(例) 障がいを経験する差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。(町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例)

◆ 町田市の方向性

基本理念に、第1回検討部会で提唱された5本の柱（手話を獲得する・手話で学ぶ・手話を学ぶ・手話を使う・手話を守る）を盛り込む予定。

<他自治体の傾向>

- 手話への理解とその普及
- 全ての人が相互に人格と個性を尊重し合うこと
- 障がい者があらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるべきこと など

📄 アンケート結果から見えるポイント・キーワード

✧ 手話の言語性の承認と、質の異なる手話への理解

当事者アンケートで、手話使用者（約48%）の中にも「日本手話」と「日本語対応手話」の利用者が混在している実態。（当事者調査 P19－その他のご意見⑧、P23-手話への理解・普及に関するご意見②③④、P25-手話言語条例に関するご意見④）

✧ 手話は独自の言語、日本手話と日本語対応手話の尊重、言語選択の自由

4 定義

条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくす。東京都は、前文にその定義的要素を入れている。

<他自治体の例>

- 手話を必要としている人：中途失聴者、難聴者及び手話を意思疎通のための手段として利用している者をいう。
- ろう者：手話を言語として、日常生活又は社会生活を営む者をいう。

5 市の責務

◆ 町田市の方向性

基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進やその普及、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進する旨を規定する。

<他自治体の例>

- 区は、区民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。（板橋区）
- 都は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利を尊重し、特別区及び市町村その他の関係機関と連携して、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を行うものとする。（東京都）

6 市民の役割

市民に対する規定。市民を指す範囲を明確にしたい場合は、定義規定にその範囲を規定する。

<他自治体の傾向>

- 手話に対する理解を深めるよう努める
- 自治体が推進する施策に協力するよう努めること

7 事業者等の役割

市民に対する規定と同様。

<他自治体の傾向>

- 手話に対する理解を深めるよう努める
- 自治体が推進する施策に協力するよう努めること

アンケート結果から見えるポイント・キーワード

☆ 手話への理解と環境整備

当事者アンケートで「期待する情報保障（手話・文字情報など）の対応」として「聴覚障がいの特徴を理解して親切に対応してほしい（29.0%）」「手話また

は文字で情報が得られるようにしてほしい（21.4%）」という高いニーズがある。当事者アンケート P24 手話の学習機会に関するご意見①、③のように手話の学習機会を求める声もある。

☆ 手話の普及啓発・手話学習の機会の確保

☆ 店舗や病院での手話対応環境の整備

「聴覚障がいのある方に対して配慮していること」に対し、「スタッフが、挨拶などの簡単な手話を学習する機会を設けている（1.0%）」、「遠隔手話通訳サービスを導入している（0.0%）」、その他いずれも 20%未満となっており手話対応環境の整備が求められる。

8 施策の推進

施策については、条文では具体的な内容ではなく、包括的な表現にするものが多い傾向。

■ 町田市の課題

市が実施する取組として、こういったものが効果的であるか。

< 条文の例 >

市は、その責務を果たすため、次に掲げる施策を推進する。

（１）手話の普及に関する施策

（２）手話を学ぶ機会の確保に関する施策

（３）手話通訳者の養成及び確保に関する施策

（４）前３号に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために必要な施策

☆ 手話通訳者の養成・派遣、職員の手話研修、普及啓発のリーフレット配布、公的情報の動画（手話付）配信

☆ 遠隔手話通訳の活用、手話バッジの着用（可視化）、合理的配慮としての手話対応